

■R7 独自基準策定の支援 申請について Q&A

Q1	建築関係団体等とは	建築関係団体等とは、構成メンバーの要件等はあるのでしょうか？
A1		構成メンバーの要件等はありませんが、自治体と連携し活動できる建築関係団体等を指します。
Q2	1自治体あたりの考え方	所管行政庁毎の申請でよいのでしょうか？
A2		所管行政庁毎の申請が可能です。（都道府県毎に申請される例が多いです。）
Q3	1自治体あたりの考え方	ひとつの独自基準について、複数団体が申請をしてもよいのでしょうか？
A3		申請は可能です。ひとつの独自基準策定に対して、複数団体から申請がある場合は、その独自基準あたり支援金額が合計300万円以下となります。
Q4	支援対象期間	過年度から活動は継続していますが、いつからの活動が支援対象に計上できるのでしょうか？
A4		申請書提出後の承認日から令和8年1月末日までの活動が支援対象です。
Q5	独自基準策定済みの申請支援対象	独自基準は策定済みですが、一部見直しや運用のための費用も支援対象となるのでしょうか？
A5		支援対象となります。 例）策定済み独自基準の見直し検討会 審査ガイドラインや申請ガイドラインの作成 独自基準の説明会・勉強会 今年度の活動計画とあわせてこれまでの活動の経緯等が確認できる資料をご提出ください。
Q6	書式、見本	提出書類の見本はあるのでしょうか？
A6		様式とあわせて参考書式や作成例を用意しておりますので、ホームページからダウンロードご利用ください。
Q7	承認までにかかる日数	申請書を提出し承認通知をもらうまでにかかる日数はどれくらいでしょうか？
A7		ご提出可能な資料を送付いただけましたら、2～3日中にはご連絡させていただきます。活動開始までお急ぎの場合は、ご相談ください。

Q8	人件費	会議に参加いただいた方の人件費を含めてもよいのでしょうか？
A8		建築関係団体の人件費や講師の謝礼は計上可能です。 自治体の職員の人件費は含みません。
Q9	人件費	人件費は公共事業での人件費のように金額の規定などあるのでしょうか？ それとも、団体ごとの任意の金額でよいのでしょうか？
A9		任意の金額で結構ですが、算出根拠を確認いたしますので、団体の内規等 あればご提出いただきます。
Q10	人件費	自治体職員の人件費や旅費も支援の対象になるのでしょうか？
A10		自治体職員の人件費や旅費は支援の対象に含まれません。
Q11	金額の変更	申請時の見積金額と報告時の金額は変わってもよいのでしょうか？
A11		金額変更は可能です。 減額変更の場合→実績報告時に精査いたします。 増額変更の場合→わかり次第ご相談ください。 精査の上、業務請負契約を再度締結します。 また、活動項目の追加等をご希望される場合も、ご相談 ください。 その時点での予算によっては増額できない場合があります ますのでご注意ください。
Q12	策定不要となった場合	承認後、活動途中に独自基準の策定は不要との判断に至った場合は支援金 はもらえないのでしょうか？
A12		自治体と連携し前向きに策定に向かう活動が対象となります。 万が一策定不要となった場合は、ご連絡ください。 策定不要となるまでの活動内容を精査いたします。
Q13	策定期間が来年度以降の 場合	独自基準の策定が今年度末に間に合わず、来年度以降に持ち越しになる場 合は取り下げになるのでしょうか？
A13		策定期間が来年度以降になった場合でも、今年度の期間内の活動費用は支 援します。
Q14	提出資料について	見積書の根拠資料など別途必要な資料はありますか？
A14		ご提出いただいた資料を確認し、金額根拠資料など必要な場合は質疑で ご対応いただきます。

Q15	消費税の取り扱い	補助事業の場合消費税抜きの金額になりますが、今回の支援金の場合、消費税の取り扱いはどのようになるのでしょうか？
A15		補助事業ではなく、当協会と請負契約を締結していただくので、見積書の提示金額（税込金額）で契約します。 消費税対象項目については、申請時見積書や報告時精算書等の審査で貴団体の取り扱い通りに精査いたします。
Q16	外注費の取り扱いについて	ホームページデザインやリーフレット印刷など、外注費は支援対象となるのでしょうか？
A16		支援対象です。外注費用の見積書や請求書と領収書等の支払いの証明書をご提出ください。
Q17	住宅ローン減税	気候風土適応住宅として外皮基準を除外とし、一次エネルギー基準に適合した上で省エネ基準に適合した場合も住宅ローン減税対象になるのでしょうか？
A17		気候風土適応住宅は令和7年4月以降も住宅ローン減税の対象ではありません。